

## 平成29年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況

### 第1 監査の結果の報告

平成29年度に係る随時監査(工事)の結果については、平成30年2月16日に議会、知事、教育委員会に報告(平成30年2月16日付け北海道公報第2959号で公表)した。

### 第2 監査の結果に基づき講じた措置

監査報告の内容	講じた措置
1 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	
(1) 設計	
<p>《指導事項》 道路維持工事において、歩道を補修するに当たり、設計図書には、工事目的物の寸法や材料の品質・規格を明示した設計図が必要であるが、これを作成していなかった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>建設工事における設計図書として必要な設計図については、工事目的物の位置や寸法、材料の品質及び規格を詳細に明示するよう関係職員を指導しました。 再発を防止するため、技術職員研修等において、監査の結果を踏まえた指導を重ねて行い、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 道路改良工事において、設計変更によりバス停車帯の工事等を追加したが、バス停車帯の工事費の計上を行わなかったため、設計金額が143万6,400円過少となっていた。 (空知総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、技術管理関係集及び積算要領を十分留意するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。 なお、当該工事については、受注者と協議して設計変更を行いました。</p>
(2) 積算	
<p>《指摘事項》 砂防工事において、工所用道路で使用する敷鉄板の積算に当たり、日額賃料及び供用日数を誤ったため、設計金額が531万3,600円過大となっていた。 (渡島総合振興局)</p>	<p>敷鉄板の積算に当たっては、適正な単価に設計変更を行いました。 また、積算担当者には仮設道路積算時に単価の十分な確認を行い適正な設計をするよう周知徹底するとともに、今後、設計書審査及び、関係職員に指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 橋梁の上部架設工事において、ベントの解体の積算に当たり、使用しない50～55トン吊クローラクレーンの分解組立運搬費を計上したため、設計金額が159万8,400円過大となっていた。 また、ベントの基礎杭の撤去の積算に当たり、</p>	<p>工事の設計に当たっては、設計書審査を徹底するよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。 なお、当該工事においては、請負者と協議の上、設計変更を行いました。</p>

<p>200トン吊クローラクレーンの分解組立運搬費を計上すべきところ、200トン吊トラッククレーンの分解組立運搬費を計上したため、設計金額が36万7,200円過少となっていた。 (上川総合振興局)</p>	
<p>《指導事項》 農地整備工事において、整地工の積算に当たり、32トンブルドーザを使用することとしているが、分解組立運搬費を計上しなかったため、設計金額が77万7,600円過少となっていた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認の上、積算基準等に基づいた的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 高等学校改造工事において、産業廃棄物として処理するアスファルト防水材の処分費の単価を誤って積算したため、設計金額が117万7,200円過大となっていた。 (建設部)</p>	<p>産業廃棄物の処理に当たっては、工事受注者と協議を行い、適切な単価に設計変更を行うよう努めます。</p>
<p>《指導事項》 河川改修工事において、築堤工の盛土工の積算に当たり、ブルドーザによる施工数量が10,000m<sup>3</sup>未満の場合は、15トン級ブルドーザを適用すべきところ、21トン級ブルドーザを適用したため、施工費及び分解組立運搬費の設計金額が50万7,600円過大となっていた。 (空知総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、技術管理関係集及び積算要領を十分留意するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。 なお、当該工事については、受注者と協議して設計変更を行いました。</p>
<p>(3) 事務処理</p>	
<p>《指導事項》 道路改良工事において、土工量等を概数としているが、概数を確定するに当たり、工事着手前に受注者と発注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。 (上川総合振興局)</p>	<p>概数確定に当たっては、工事着手前に工事施工協議簿の取り交わしを行うよう、関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 排水路工事において、土工量等を概数としているが、概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工打合せ簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。 (後志総合振興局)</p>	<p>概数の確定による設計変更に当たっては、関係法令等を十分理解し、適正に処理を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>